相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都三鷹市下連雀五丁目二番五号弘寿園
被相続人　亡　王　　杰（傑）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号
朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区台東四丁目一二番地、最後の住所東京都江戸川区江戸川一丁目四六番地
江東園
被相続人　亡　小峰　茂登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区営所通二番町七〇九番地、最後の住所新潟市中央区二葉町三丁目五一五一番地二〇　被相続人　亡　増田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
新潟市中央区二葉町三丁目五一五一番地
相続財産管理人　石井　昭三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市金谷猪土居三六二七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長房　　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
静岡市葵区鷹匠一丁目一四番一二ウィンドリッヂ鷹匠一一〇二号ひかり法律会計事務所　相続財産管理人　弁護士　福田　敬弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市西浅井町山門四八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田中　富野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
滋賀県米原市須川三〇六番地
相続財産管理人　司法書士　菅原　信道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市和気町三丁目四一六番地、最後の住所熊本市新町二丁目一〇番二七号
被相続人　亡　辻　　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日
事務所熊本市江越一丁目二七番七号
相続財産管理人　司法書士　松下　勝司

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社リム　株式会社リム　神奈川県横浜市中区曙町二丁目二九番地

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年四月四日
神奈川県横浜市中区曙町二丁目二九番地
株式会社リム
代表取締役　岩田　康雄

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　幸商事株式会社　幸商事株式会社　神奈川県横須賀市日の出町二丁目五番地

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年四月四日
神奈川県横須賀市日の出町二丁目五番地
幸商事株式会社
代表取締役　岩瀬　　厚

通常総会開催のお知らせ

当組合は通常総会を平成二十四年四月二十五日午前十時三十分から当組合所在ビル内において開催します。今総会は役員改選期で、改選する当組合の役員定数は理事十三名、監事二名とします。立候補される当組合員は、平成二十四年四月九日午後五時までに当組合までその旨をお届けください。

平成二十四年四月四日
名古屋市中区錦三丁目二三番三一号
栄町商店街振興組合
理事長　坪井　明治

第　5　期　決　算　公　告

平成24年4月4日
東京都千代田区九段北一丁目14番21号
九段アイレックスビル302
RW1特定目的会社
取締役　兼山　嘉人

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
有形固定資産	7,440	流動負債	6,916
		固定負債	197
特定資産合計	7,440	負債合計	7,113
その他の資産	682	社員資本	1,021
流動資産	679	特定資本金	708
固定資産	0	優先資本金	3,931
繰延資産	3	剰余金	△3,618
		当期未処理損失	3,618
		評価・換算差額等	△12
		繰延ヘッジ損益	△12
その他の資産合計	682	純資産合計	1,009
資産合計	8,122	負債・純資産合計	8,122

損益計算書の要旨
（自　平成23年1月1日　至　平成23年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,024
営業費用	1,292
営業損失	268
営業外収益	12
営業外費用	1
経常損失	257
特別損失	2,709
税引前当期純損失	2,966
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	2,967
前期繰越損失	651
当期未処理損失	3,618